

<改定の目的>

「徳島県災害廃棄物処理計画」について、切迫する南海トラフ巨大地震はもとより、「気候変動」に伴い頻発化・激甚化する豪雨災害等に対応するため、最新の事例・知見、迅速かつ円滑な復旧・復興に向けた「事前復興」、DX、GXの視点も取り入れ、より実効性のある計画として改定する。



現計画の概要

「徳島県災害廃棄物処理計画」 (H27.3策定)



【目的】

南海トラフ巨大地震などから、速やかに復旧・復興を進めるため、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方と方策を示し、市町村における「災害廃棄物処理計画」作成の道しるべとして策定

【想定災害】

南海トラフ巨大地震、風水害

【基本的な考え方】

- (1) 処理期間は「3年以内完了」を目標
- (2) 「域内処理」を原則
- (3) 「再資源化」の徹底が原則

【災害廃棄物処理】

- ・災害廃棄物の発生量を推計し、仮置場必要面積等を算定。
- ・組織体制、処理手順等に関する事項をとりまとめ。

策定以降の課題等

(1) 豪雨災害等を踏まえた迅速な「初動対応」

- ・豪雨災害においては、浸水が解消された直後から廃棄物が各戸から排出され、速やかな対応が求められる。
- ・国指針において、平時、災害応急対応期、復旧・復興期、3つの「ステージ」での対応を具体化
- ・処理で必要となる資機材の速やかな調達

<国の計画等>

- ・「災害廃棄物対策指針」(H30改定)及び「資料編」(R23改定)
- ・「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」(R3改定)



(2) 「仮置場」、仮設処理施設の設置及び「広域処理体制」の構築

- ・「仮置場」の設置や住民への広報が遅れることで、いわゆる勝手仮置場が多数発生し、処理に遅れが生じる。
- ・大規模災害時には、「広域処理」の実施や既存施設の処理能力を補完する「仮設処理施設」を速やかに設置する必要がある。
- ・「太陽光パネル等」処理困難物への対応
- ・「し尿処理」収集・運搬への対応
- ・廃棄物の減量化

<国の計画等>

- ・「地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き」(R3.5策定)



(3) 廃棄物処理における「安全性」の確保

- ・処理を安定的かつ継続的に実施するため、「新型コロナウイルス感染症」等の対策が重要

改定のポイント

(1) 各ステージにおける「**実践的**」な対応等

○次の「4ステージ」に分類し、それぞれで必要とされる対応を具体化

- ①「**平時**」【体制整備、住民等への広報】
- ②「**初動対応準備期**」(←国指針より細分化)
【直前に発生が予測される風水害等】
【仮置場候補地や収集運搬ルート、資機材等の確認】
- ③「**応急対応期**(初動対応含む)」
【DXを活用した迅速な搬入量把握、仮置場の設置】
- ④「**復旧・復興期**」【円滑な廃棄物処理】

○「**事前復興**」の視点を反映

【業界団体との廃棄物処理訓練の実施、PDCA】

(2) 過去災害での教訓を踏まえた「**実効性**」の確保

- 想定災害に「**中央構造線・活断層地震**」を追加【災害廃棄物発生量推計、仮置場必要面積算定】
- 平時からの「**住民等への啓発・広報**」の充実
【収集、分別方法、仮置場等の事前周知】
- 「**仮置場**」や「**仮設処理施設**」の設置
【管理・運営ルール等を明確化】
- 被災状況や廃棄物の種類に応じた「**広域処理体制**」の構築
【近隣府県、産業廃棄物処理業団体との連携】
- 廃棄物処理分野の「**脱炭素**」によるGX推進
【処理段階で発生するエネルギーの利活用】

(3) 「**感染防止対策**」の徹底

- 「**廃棄物処理に関する新型コロナウイルス感染症ガイドライン**」等による対策の徹底

生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図り、早期の復旧・復興を実現

▶ 県内全市町村で(H30年度)
「災害廃棄物処理計画」策定完了